

国民年金保険料の支払いが困難なときは 免除制度を利用しましょう

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」があります。

この制度は、本人とその配偶者、世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料が全額免除される「全額免除」のほかに、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付(一部免除)」があります。

保険料免除期間(一部納付期間を含む)は、年金受給に必要な期間に算入されますが、年金額を計算する時には保険料を全額納めた場合と比べて1/2になります。全額納付した場合と比較した時の支給割合は次のとおりです。

◆免除の種類

免除の種類	全額納付した場合と比較した時の支給割合
全額免除	1/2
1/4納付(3/4免除)	5/8
半額納付(半額免除)	3/4
3/4納付(1/4免除)	7/8

なお、免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、免除を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は一定の金額が加算されます。

申請は、役場住民課、岐阜南年金事務所で受付しています。



消防署 自然の脅威

楽しみの多い夏がやってきましたが、夏は同時に台風や集中豪雨などの風水災害が多い時期でもあります。皆さんは災害への備えはされていますか？

夏から秋にかけて多く発生する台風は、通過する地域に甚大な被害をもたらします。しかし、台風は事前に備えることで被害を軽減できる災害です。自分や家族の身を守るため、次のことに注意し災害時の備えをしましょう。

①情報を収集する。

台風は進路や接近時間がある程度予測できます。テレビ、ラジオやインターネット、また、お住まいの地域の防災行政無線に注意して情報を集めましょう。早めの対策、避難をすることが重要です。

②非常持ち出し品を準備する。

家族構成を考えて必要な量を用意し、緊急時にはすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。玄関付近が適しています。

③家の外の安全対策をする。

自転車や物干し台など、飛ばされそうなものがあったら、固定するか家の中に入れましょう。雨戸があれば閉め、窓ガラスが破損しないようにしましょう。

④避難所を確認しておく。

家から最も近い避難所を事前に確認しておき、避難する際の道や川などの危険箇所を把握して、もしもの時は安全、迅速に避難できるようにしましょう。

